

宮 監 公 表 第 1 号
令和 6 年 1 月 2 2 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	関 師 勝 幸

定期監査措置状況の公表について

令和5年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
危機管理部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和5年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和5年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
危機管理部	<p>(1) 共同事業体との委託契約書において、全ての構成員が受注者として記載されておらず、当該契約に関し連帯して責任を負うかについて不明確となっていた。 (危機管理課)</p>	<p>本市と共同事業体の代表構成員、構成員の3者連名で、「共同事業体が連帯して責任を負う」旨を記載した確認書を作成し、令和5年11月17日付けで捺印して取り交わした。今後、共同事業体との委託契約におけるチェックリストを作成し、適正な事務処理を徹底していく。</p>
危機管理部	<p>(2) 契約保証金について、財務規則第105条第1項第6号の規定に該当しないにもかかわらず、同号を適用して免除していた。 (地域安全課)</p>	<p>本委託契約の契約保証金については、財務規則第105条第1項第8号の規定を適用し免除することが「正」であったことから、契約書の訂正を行った。 これまで使用していたチェックリストについて、契約保証金の取扱いがチェックできるよう見直しを行った。 今後、見直しを行ったチェックリストを負担行為決定時に添付し、担当者・係長・課長補佐・課長が必ずチェックを行うよう徹底していく。</p>
危機管理部	<p>(3) 1件100万円以上の報償費に係る支負担行為について、部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁となっていた。 (地域安全課)</p>	<p>これまで使用していたチェックリストについて、決裁区分のチェックができるよう見直しを行った。 今後、見直しを行ったチェックリストを決定時に添付し、担当者・係長・課長補佐・課長が必ずチェックを行うよう徹底していく。</p>

令和5年12月19日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

